（敷地権の登記の抹消）

第百二十四条　［略］

２　登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所、当該登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

［３～10　略］

（建物の分割の登記における権利部の記録方法）

第百二十八条　［略］

２　［略］

［一・二　略］

三　甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四　［略］

第二款　［略］

（法人識別事項）

第百五十六条の二　法第七十三条の二第一項第一号の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　会社法人等番号を有する法人　当該法人の会社法人等番号

二　会社法人等番号を有しない法人であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立されたもの　当該外国の名称

三　前二号のいずれにも該当しない法人　当該法人の設立の根拠法の名称

（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

第百五十六条の三　前条第二号又は第三号に定める事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（法人識別事項の変更の登記又は更正の登記）

第百五十六条の四　第百五十六条の二各号に定める事項（第百五十七条第三項、第百九十六条第一項第四号及び第百九十八条第一項において「法人識別事項」という。）に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

（国内連絡先事項）

第百五十六条の五　法第七十三条の二第一項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（以下この条、次条第一項及び第百五十六条の八第一項において「国内連絡先となる者」という。）があるときは、次に掲げる事項

イ　国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称

ロ　国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

二　国内連絡先となる者がないときは、その旨

（敷地権の登記の抹消）

第百二十四条　［同上］

２　登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

［３～10　同上］

（建物の分割の登記における権利部の記録方法）

第百二十八条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

第二款　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］